

四日市市上下水道局告示第29号

四日市市上下水道局公印規程（昭和33年四日市市水道局管理規程第2号）第7条の規定に基づき、縮小した公印の印影を印刷して使用する、または電子計算機に記録した印影を出力して使用するの、次のとおり告示する。

令和8年4月3日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

- 1 名称 四日市市上下水道事業管理者印
- 2 寸法 方20ミリメートル
- 3 印影



- 4 使用区分 令和8年度中に使用する  
四日市市浄化槽維持管理事業補助金交付決定通知書

(上下水道局管理部生活排水課)